

郡家西小学校いじめ防止基本方針

八頭町立郡家西小学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

本校では全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにとの思いから、「いじめ防止基本方針」（同法第13条）を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④ いじめを受けていると思われる児童がいるときには、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして早期の解決を図る。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

この基本姿勢に基づき、全ての職員は日常的にいじめの未然防止に向けて意を注ぐとともに、いじめの早期発見に努め、いじめが確認されたときには適切な対応及び再発防止に向けた取り組みを組織的かつ迅速に実行しなくてはならない。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

(1) いじめを許さない、見過ごさない学校づくり

- ・仲間づくり・雰囲気づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように指導する。
- ・見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担することになることを指導する。
- ・児童自らが主体となって、いじめゼロをめざすような児童会活動を推進する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 人間関係を構築できる基盤作り

- ・ 道徳の時間、人権教育の充実を図る。
- ・ 生活・学習規律を徹底する。
- ②一人一人が活躍できる活動
 - ・ 縦割り班活動での異学年交流の充実を図る。
 - ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。
 - ・ 話し合い活動、学級会活動の充実を図る。
- ③わかる授業づくり・・・「わかる」から「できる」へ
 - ・ 基礎的・基本的事項の習得を徹底するとともに、活用できる力の育成を図る。
 - ・ 児童が主体的に取り組み、学び合いのある学習展開を工夫する。
 - ・ 全教科にわたって言語活動の充実を意識した授業展開を心がけるとともに、表現力の育成を図る。
 - ・ 安心して自分を表現できる親和的な学級集団づくりに努める。
- ④人との関わり方を身につけるための活動
 - ・ 規範意識の確立を図る。
 - ・ コミュニケーション力の育成を図る。
 - ・ 学級活動の時間にソーシャルスキルトレーニング等を取り入れた活動を工夫する。
- ⑤人とつながる喜びを味わう体験活動
 - ・ 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間等における体験活動の充実を図る。

3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 児童の小さな変化・心のシグナルを見逃さない観察
 - ・ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」(資料①)の活用を図る。
 - ・ 「子どもを語る会」での情報交換・共有を心がける。
- (2) 「Q-U検査」の計画的な実施(年2回)
 - ・ 被侵害得点が全般的に高い学級・学年は、「明るく・楽しい学校にするために」(資料②)を実施する。
- (3) いじめの兆候が認められる場合は、直ちに当該児童から悩み等の聞き取りを実施する。

4 いじめの早期解決に向けた取組と事後指導

- (1) 早期対応
 - ・ いじめが確認されたときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長の指揮の下、いじめ防止・不登校対策委員会等で迅速に対応を協議し、全職員が組織的に関わって問題の解決にあたる。
 - ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認を十分に行った上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ・ 傍観者の立場にいる児童に対しても、いじめていることと同様であると指導を行う。
 - ・ いじめを受けた児童の心のケアのために、養護教諭やスクールカウンセラー等と

連携をとりながら指導する。

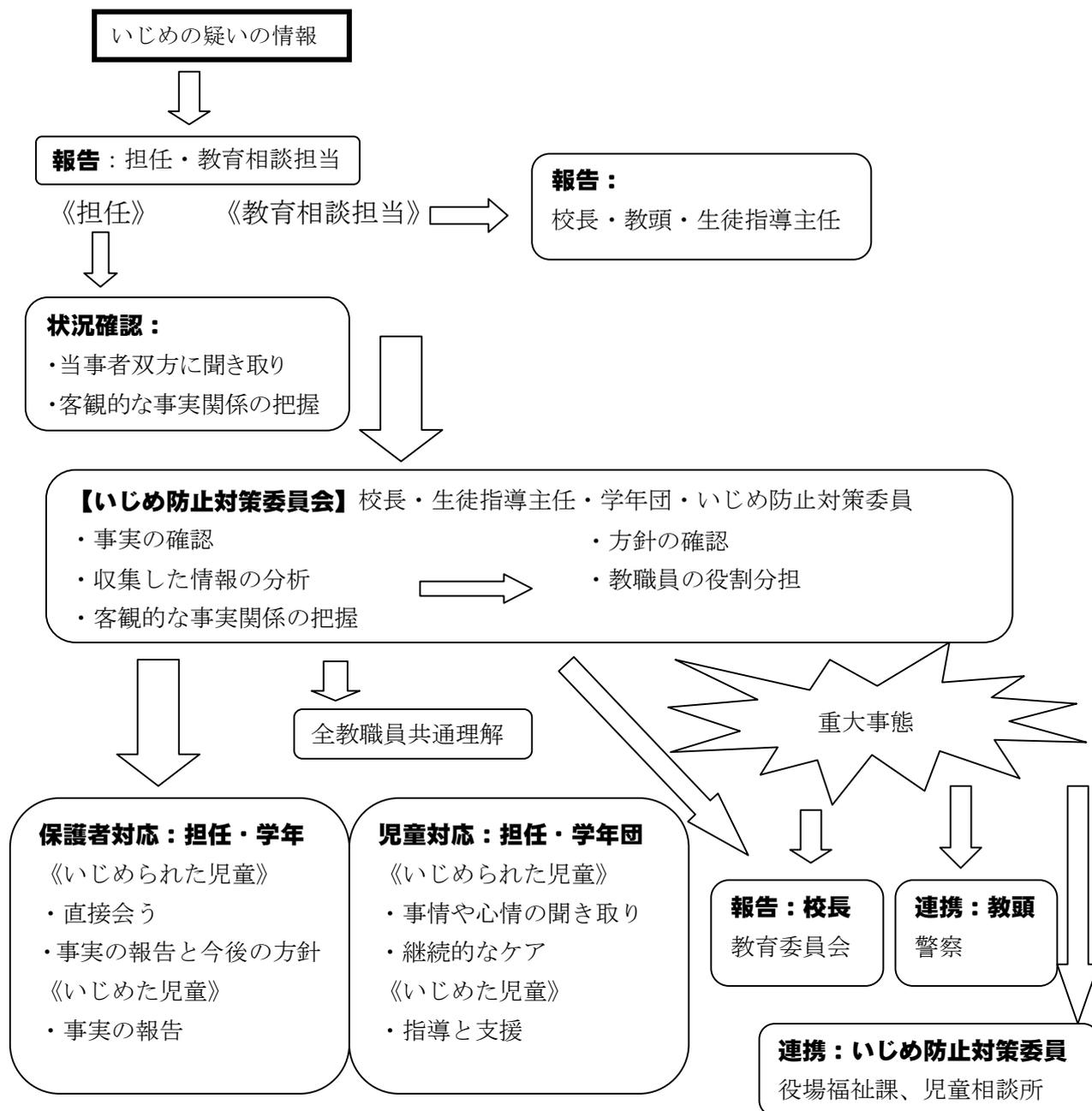
(2) 家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をより密にして学校の取り組みの様子を定期的に伝達するとともに、家庭での様子や友達関係の情報を集めて指導に生かす。
- ・いじめ問題が起きたときには速やかに教育委員会に報告し、必要に応じてその他の関係機関や専門家とも連携をとって問題の解決にあたる。

(3) 事後指導

- ・問題発生に至った背景や経緯の分析及びそれまでの取り組みの問題点を検証し、未然防止・再発防止に向けた取り組みの修正を図り、全職員で共有する。

【いじめ対応の基本的な流れ】



5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（同法第28条）

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき

※「相当の期間」は、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その実態について校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対処

・校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて教育委員会の了解のもとに警察の介入を仰ぐなど、当該児童の安全を最優先に対応する。

6 ネットいじめへの対応

(1) ネット上のトラブルについて最新の動向を把握

・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する。

・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局と協力して対応する。

・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報する。

(2) 保護者との連携

・子どものパソコンや携帯電話、スマートフォンなどを管理する保護者啓発の観点から、学年・学級懇談会、学校だより、PTA講演会等で随時意識喚起を図る。